

各府省における RIA 試行結果の主な事例

期待される効果

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	期待される効果の内容(抜粋)	備考
独占禁止法違反行為に対する課徴金賦課 ＜公正取引委員会＞ (1)	独占禁止法違反行為に対する課徴金算定率は6%である。	課徴金算定率を10%に引き上げる(違反行為を繰り返した場合は15%)。	過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5% (約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられるため、 <u>課徴金算定率を6%から10%に引き上げる(違反行為を繰り返した場合は、15%)</u> ことにより、 <u>独占禁止法違反行為が抑止される。</u>	十分な効果が発生する規制水準を数量的に明示
危険物地下貯蔵タンクに係るタンク専用室以外の設置方法の廃止 ＜総務省＞(19)	地下に埋設する危険物タンクについては、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。	二重殻タンク等以外の地下タンクについてタンク専用室の省略を禁止する。	(参考) 過去5年間(平成10年～14年)の施設1万件あたりの年間事故発生率 ・ <u>タンク専用室または二重殻タンクに設置したもの：0.00</u> ・ <u>タンク専用室以外の方法で設置したもの：0.34</u>	事故発生率の減少という効果を説明するにあたり、過去の事故発生率を参考として明示
医療分野における規制の合理化 ＜文部科学省＞(37)	診療用放射性同位元素について、国の許可制ではなく、都道府県知事への届出により規制している。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用対象から、以下を除外する。 ① 医薬品の原料又は材料(薬事法の製造所に存するもの) ② 病院又は診療所において行われる治験の対象とされる薬物 ③ これらの他に病院又は診療所において医療を受ける者に投与されるもの(院内製剤)	医薬品の原料又は材料を放射線障害防止法の対象から除外することにより、同法と薬事法の二重規制を解消することができる。(受益者：放射性医薬品製造事業所 3事業所 、このほか海外からの放射性医薬品輸入事業者も放射線障害防止法の許可が不要となる。) 放射線障害防止法と医薬関係法令の役割の区分が明確化する。(潜在的事業者：医療機関約 800事業所)	規制緩和による受益者数を明示

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	期待される効果の内容(抜粋)	備考
放射性同位元素等の移動使用の対象と使用目的の追加 ＜文部科学省＞(38)	届出で足りることとする放射性同位元素等の移動使用の目的に、「物の組成の調査」が除外されている(使用場所に変更の都度、許可が必要)等	届出で足りることとする放射性同位元素等の移動使用の目的に、「物の組成の調査」を追加する等	<u>(受益者：約 50 事業所(非破壊検査事業者) 非破壊検査件数年間約 2,000 件)</u>	規制緩和による受益事業者数を明示
日本脳炎ワクチンの第3期予防接種の廃止 ＜厚生労働省＞(49)	予防接種法に基づく日本脳炎の定期の予防接種が、現在第1期(生後6月～生後90月)、第2期(9歳～12歳)及び第3期(14歳、15歳)と行われている。	予防接種法に基づく日本脳炎の定期の予防接種を、第3期予防接種のみ廃止する。	<u>ワクチンの使用量全体としては減少する(約65万件分)と考えられる。</u>	規制の廃止により想定されるワクチンの減少量を定量的に明示
事業者による自動車用バッテリーの自主回収・再資源化の実施 ＜経済産業省＞(101)	自動車用バッテリーについては、平成6年から国内バッテリー製造事業者の自主的な取組により回収・リサイクルする仕組みが構築されている。	現行の事業者による自主的取組から法令による規制的手段に変更し、自動車バッテリーの輸入販売事業者等を回収・リサイクルシステムに組み込むとともに、バッテリー製造等事業者等に使用済バッテリーの自主回収・再資源化の実施に関する必要事項等について定める。	自主回収した使用済バッテリーの再資源化率(目標値) →四輪車用50%、二輪車用55% 使用済バッテリーの不法投棄の減少 →0	規制の新設により想定される、自主回収した使用済バッテリーの再資源化率及び使用済バッテリーの不法投棄量について目標値を明示
電気事業法第47条又は第48条に基づく工事計画の認可の申請又は届出の本文記載事項及び添付書類の追加 ＜経済産業省＞(102)	事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合には、その工事の計画の認可の申請又は届出を行うこととなっている。	沸騰水型原子力発電設備の非常用炉心冷却系統ストレーナ及び加圧水型原子力発電設備の格納容器再循環サンプルスクリーンについて、代替ス	閉そく事象により炉心損傷に至る確率 約 2.5×10^{-7} /炉年 → 約 1×10^{-7} /炉年(炉型により異なる)	規制の拡充により想定される閉そく事象により炉心損傷に至る確率の低減について目標値を明示

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	期待される効果の内容(抜粋)	備考
		レーナ等の設計を行う場合に、当該ストレーナ及びサンプルスクリーンをろ過装置として規制対象に追加する。		
事業者による再生資源(古紙/ガラスカレット)の利用に関する利用率目標の見直し ＜経済産業省＞(106)	古紙、廃ガラス(以下カレット)等の再生資源の利用の促進を図るため、紙製造業、ガラス容器製造業等を「特定再利用業種」として指定するとともに、国内において製造されている紙の古紙利用率、ガラス容器のカレット利用率等の目標値を設定してきた。	古紙及びカレットの利用率目標については、平成17年度が目標年度となっていることから、新たな利用率、目標年度を設定する。	○ 古紙利用率目標 <u>平成17年度までに利用率を60%に向上</u> → <u>平成22年度までに利用率を62%に向上</u> ○ カレット利用率目標 <u>平成17年度までに利用率を80%に向上</u> → <u>平成22年度までに利用率を91%に向上</u>	規制の緩和により想定される再生資源利用率について利用率目標を明示
火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示 ＜経済産業省＞(108)	下記4件については、火薬類取締法の適用対象としていた。 (1)熱電池に用いる火薬類の薬量の拡大 (2)防犯用視界遮断ガス発生器の薬種及び薬量の拡大 (3)自動車用横転時乗員保護棒上昇装置に用いるガス発生器 (4)自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器	左記4件について、火薬類取締法の適用除外火工品として指定する。	規制対象から除かれる火工品の数量(平成18年度見込み) ・ 熱電池：112個 ・ 防犯用視界遮断ガス発生器：2000個 ・ 自動車用横転時乗員保護棒上昇装置用ガス発生器：1330個 ・ 自動車用ステアリング衝撃緩衝装置用ガス発生器：2000個	規制の緩和により想定される規制対象から除かれる火工品の数量を明示

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	期待される効果の内容(抜粋)	備考
火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示 ＜経済産業省＞(109)	下記2件については、火薬類取締法の適用対象としていた。 (1)自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器の薬種拡大 (2)自動車用頭部後傾抑止装置に用いるガス発生器	左記2件について、火薬類取締法の適用除外火工品として指定する。	規制対象から除かれる火工品の数量(平成18年度見込み) ・自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器：約70個 ・自動車用頭部後傾防止装置に用いるガス発生器：約3600個	規制の緩和により想定される規制対象から除かれる火工品の数量を明示
夜間入港規制の廃止 ＜国土交通省＞(112)	夜間においては、目視による周囲の状況の的確な把握が困難であり、運航者の操船能力が昼間より劣ること等の理由から、夜間における港内での事故を防ぎ、港内の安全を図るため、特に船舶交通が輻輳する港への夜間の入港を港長の許可制度としている。	規制の必要性が低下している夜間入港規制を廃止する。	規制対象船舶 7,286件→0件/年	規制廃止による受益者数を明示
負荷量規制の適用事業場の拡大 ＜環境省＞(141)	湖沼水質保全特別措置法では、これまで指定地域内の新增設の工場・事業場にのみ負荷量規制を実施し、既設事業場を適用除外としている。	これまで負荷量規制が適用されていなかった既設事業場に負荷量規制を適用する。	湖沼に流入する汚濁負荷を削減し、湖沼水質の改善を図ることができる。湖沼によって差があるが、既設事業場に負荷量規制を適用することにより、 <u>湖沼に流入する汚濁負荷量全体の1%から2%を削減することができると見込んでいる。</u>	規制の拡充により想定される汚濁負荷量の削減割合を明示
狩猟免許区分の見直し ＜環境省＞(157)	狩猟免許区分が「網・わな猟免許」となっており、網とわなの両方に係る知識等が必要である。	「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分し、「わな猟免許」のみの取得も可能とする。	わなのみの免許取得を可能とすることで、免許を受けようとする者の負担軽減及び狩猟人口の確保が図られる。(なお、平成17年に措置された特区要望の効果として、 <u>島根県等の5県におけるわな猟免許の受験者数は前年比約2倍となっている。</u>)	特区における同様の規制緩和の効果を定量的に明示

(注) () 書きの数値は、「各府省におけるR I Aの実施状況(個表)」の「No.」欄に対応している。

想定される負担

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
危険物地下貯蔵タンクに係るタンク専用室以外の設置方法の廃止 <総務省>(19)	地下に埋設する危険物タンクについては、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。	二重殻タンク等以外の地下タンクについてタンク専用室の省略を禁止する。	タンク室省略工事と比較して、概ね、 <u>タンク室設置工事は1.5~2.0倍、二重殻タンク(SF)にあつては1.05倍~1.2倍の工事費が必要となる。</u> (遵守コスト) (参考) 設置費用の例 二重殻タンク 約550万円 専用タンク室設置地下貯蔵タンク 約750万円 二重殻タンクについては、危険物の規制に関する規則第62条の5の2により、その外殻を3年に1回、漏れの点検を実施することが必要。(遵守コスト) (参考) 設置30年後までの点検コスト ・二重殻タンク 3万円×(30年÷3年)=30万円 ・二重殻タンク以外 5万円×(15年÷3年)+5万円×15年=100万円 ※二重殻タンクの方が約70万円程度の負担の軽減が得られる。	規制強化による事業者の負担の増減を初期コストと継続的に必要となるコストにより数量的(工事費、点検コスト)に明示
工事担任者養成課程の認定基準の緩和 <総務省>(21)	工事担任者養成課程の授業方法としては、面接授業によるものしか認めない。	工事担任者養成課程の授業方法について、多様なメディアを利用した授業についても認める。	養成課程実施者において、多様なメディアを利用した授業に必要な設備等の調達経費が必要。媒体、機器構成等により変動すると思われるが、仮にインターネットを利用して行う場合の <u>初期コストは2億円程度</u> と考えられる。	規制緩和の受益事業者の所要経費(初期コスト)を明示
施設検査、定期検査の対象の見直し等 <文部科学省>(40)	施設検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素) ・貯蔵能力が37TBq以上 (密封されていない放射性同位元素)	施設検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素) ・1個(1台)で10TBq以上 ・貯蔵能力が10TBq以上 (密封されていない放射性同位元素)	新たに検査の対象となる事業者の検査のためのコストは増加する。施設検査、定期検査の1回当たりの手数料は、国が直接検査を実施した場合の現行の手数料に照らせば、 <u>25万円程度</u> となる。登録検査機関制度では複数の機関の参入が可能であるため、手数料の適時の見直しや定期確認と同時に受ける場合等の弾力的な料金設定が想定される。これらにより、実際の手数料は適正な価格に収束していくものと考えられる。(遵守コスト) 今後検査の対象でなくなる事業者は、施設検査、定期検査に係るコストが解消されることとなる。	規制強化による事業者の負担を初期コストと継続的に必要となるコストにより数量的(検査手数料)に明示 規制強化により負担増となる事業者数と規制緩和により負担減となる事業者数を明示

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蔵能力が 740MBq 以上 定期検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素) ・ 貯蔵能力が 111TBq 以上 (密封されていない放射性同位元素) ・ 貯蔵能力が 740MBq 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下限数量の 10 万倍以上 定期検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素) ・ 1 個(1 台)で 10TBq 以上 ・ 貯蔵能力が 10TBq 以上 (密封されていない放射性同位元素) ・ 下限数量の 10 万倍以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密封された放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる放射性同位元素を使用している使用者 約 40 事業所 ○ 密封されていない放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる貯蔵能力を有している使用者 約 140 事業所 ○ 従来検査対象であり、改正後は検査対象ではない貯蔵能力等の使用者 約 40 事業者 	
<p>高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定の対象の拡大 <文部科学省>(44)</p>	<p>全日制高等学校では、高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定は認められていない。</p>	<p>全日制高等学校においても、高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定を可能とする。</p>	<p>今回の措置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、高等学校卒業程度認定試験を受験する場合には、例えば、次のようなコストが発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校卒業程度認定試験の受験料 <u>7科目以上：8000円、4～6科目：6000円、3科目以下：4000円</u> ○ 高等学校卒業程度認定試験合格者等に対する合格証明書交付料等 <u>250円(遵守コスト)</u> 	<p>規制緩和の受益者の所要経費(受験料等)を明示</p>
<p>農業協同組合法における子会社等調査の対象の拡大 <農林水産省>(56)</p>	<p>農業協同組合に対する検査・監査に当たって、被検査・監査組合が実質的に支配する農業協同組合連合会(以下「実質支配連合会」という。)の経営内容の情報は任意の提供に委ねている。</p>	<p>農業協同組合に対する検査・監査に当たって、実質支配連合会の経営内容も含め、検査対象とする。</p>	<p>被検査・監査対象組合の業務及び会計の状況等を検証する上で必要な限度で、実質支配連合会は検査等を受ける義務が生じる。(検査官等3人×5日程度)</p>	<p>規制強化による事業者の負担を数量的(検査延べ日数)に明示</p>

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
水産業協同組合法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基準 ＜農林水産省＞(58)	貯金等の合計額 500 億円以上の漁業協同組合等については、常勤監事の設置が義務付けられている。	常勤監事の設置義務を、貯金等の合計額 200 億円以上の漁業協同組合等に拡充する(厳格化)。	新たに常勤監事の設置が義務付けられる漁協等において、次の遵守コストの発生が予想される。 常勤監事の設置に要する年間経費増加額： <u>約 500 万円(全 34 信漁連の平成 15 年度の常勤監事に対する報酬の平均値)</u> なお、 ① 平成 17 年 4 月 1 日において当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数： <u>2 漁協</u> ② ①以降、平成 19 年度までに当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数： <u>2～3 漁協</u>	規制強化による事業者の負担を数量的(人件費)に明示 規制強化により負担が生じる事業者数を明示
農林漁業体験民宿業者の登録基準の追加 ＜農林水産省＞(76)	農林漁業体験民宿業者の登録基準に、体験活動中の利用者の事故に備えた保険に関する事項が無い。 (参考) ＜現行基準＞ ・提供する体験活動等に係る役務の内容 ・地域の農林漁業との調和の確保	農林漁業体験民宿業者の登録基準に、体験活動中の利用者の事故に備えた保険に関する事項を追加する。	保険料については、通常、民宿業者が保険会社に定期的に支払っているが、利用者 1 人当たりには換算すれば数百円程度の負担となる。(事業者コスト)	規制の追加による事業者の負担を定量的(利用者一人当たりの保険料)に明示
輸入でん粉等の(独)農畜産業振興機構への義務売渡し ＜農林水産省＞(79)	関税割当制度の下、輸入でん粉等については、その輸入の際、一定量の国内産いもでん粉を購入させる抱き合わせ措置を行っている。	輸入に係るでん粉及びコーンスターチ用とうもろこしについて(独)農畜産業振興機構への売渡し及び買戻し義務を課すことにより、調整金(売買差額)を徴収する。	機構への売渡し対象となるでん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する者は、調整金を売買差額として負担することとなる。 なお、この負担は、現行の抱き合わせ措置が存続すると仮定した場合に生じることとなる経済的負担と同等のものとなる。	規制の廃止と新設に関する経済的負担を具体的に比較考量

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
事業者による自動車用バッテリーの自主回収・再資源化の実施 <経済産業省>(101)	自動車用バッテリーについては、平成6年から国内バッテリー製造事業者の自主的な取組により回収・リサイクルする仕組みが構築されている。	現行の事業者による自主的取組から法令による規制的手段に変更し、自動車バッテリーの輸入販売事業者等を回収・リサイクルシステムに組み込むとともに、バッテリー製造等事業者等に使用済バッテリーの自主回収・再資源化の実施に関する必要事項等について定める。	使用済バッテリーの回収・再資源化に係る経済的負担 (回収・再資源化費用について、四輪車で0円～400円程度、二輪車で0円～200円程度と試算。 また、回収量について、四輪車用及び二輪車用を合わせておおよそ2000万個程度と見込んでいる。)	規制の新設により想定される使用済みバッテリーの回収・再資源化に係る経済的負担を定量的に明示
電気事業法第47条又は第48条に基づく工事計画の認可の申請又は届出の本文記載事項及び添付書類の追加 <経済産業省>(102)	事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合には、その工事の計画の認可の申請又は届出を行うこととなっている。	沸騰水型原子力発電設備の非常用炉心冷却系統ストレーナ及び加圧水型原子力発電設備の格納容器再循環サンプスクリーンについて、代替ストレーナ等の設計を行う場合に、当該ストレーナ及びサンプスクリーンをろ過装置として規制対象に追加する。	代替ストレーナ等の設置工事に係る原子炉設置者の費用負担(原子炉1機当たり約5～7億円(炉型により異なる))	規制の拡充により想定される原子炉設置者の費用負担を定量的に明示

(注) () 書きの数値は、「各府省におけるRIAの実施状況(個表)」の「No.」欄に対応している。

代替手段との比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
<p>警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続 <警察庁>(12)</p>	<p>—</p>	<p>警備業務の契約を締結する際に、書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法を用いて書面に記載すべき事項を提供する場合には、警備業者は、あらかじめ、依頼者に対し、その用いる情報通信技術を利用する方法(電磁的方法)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととする。また、依頼者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、依頼者に対し、電磁的方法を用いてはならないこととする。</p>	<p>代替手段としては、「<u>警備業者は、あらかじめ、書面又は電磁的方法によらない口頭等による承諾さえ得られれば、書面の交付に代えて、電磁的方法を利用することができることとする</u>」が想定されるが、その場合、より迅速な契約締結手続を図ることができる一方、承諾が本人の確定した意思に基づくものであることを担保できなくなるため、警備業者と依頼者の間で後日のトラブルが生じるおそれがある。</p>	<p>他の規制手段(口頭等による承諾)と比較</p>
<p>在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直し <法務省>(31)</p>	<p>—</p>	<p>外国人芸能人の受入れ機関の要件を厳格化する措置を講ずる。適正な受入れ機関によって受け入れられ、不法就労や人身取引の問題が生ずるおそれの少ない興行については、より円滑な外国人芸能人の受入れが行われるよう要件を緩和する措置を講ずる。</p>	<p>代替手段としては、<u>在留資格「興行」に関する上陸許可基準を撤廃する(規制の撤廃)場合及び、在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直しを行わない(現状維持)場合が考えられる</u>。本件措置では、新たな要件に適合しない一部の受入れ機関についてのみ負担が生じうるが、不法就労者や人身取引等の問題を改善しつつ適正な興行活動に従事しようとする外国人の円滑な受入れが促進されるという大きな効果が期待されるため、本件措置を採用することが妥当と考えられる。</p>	<p>規制の廃止(上陸許可基準の撤廃)及び現状維持と比較</p>

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入 ＜外務省＞(34)	紛焼失した旅券が失効するのは、当該旅券の再発給申請に係る旅券が再発行され、又は、紛焼失した旅券に代えて帰国のための渡航書が発行された場合に限定されている。	紛焼失した旅券の届出に基づき当該旅券を失効させることとするとともに、その際の旅券名義人の出頭を義務付ける。	代替手段としては、「 <u>届出の際の出頭を義務付けず、郵送やオンラインでの届出を認める</u> 」が考えられる。その場合でも、紛焼失旅券を失効できるが、第三者による届出による不正失効の可能性があるため、旅券の正当な所持人の出入国が阻害され海外における諸活動に重大な支障を及ぼす可能性がある。そこで、不正な届出を防止し、日本旅券の国際的信用を維持し、もって国民の円滑かつ安全な海外渡航を確保するためには、出頭を義務付けて厳格な本人確認を実施する必要があるため、本件規制を採用することで適切な失効措置を講じることが妥当と考える。	他の規制手段(郵送・オンラインでの届出)と比較
未成年者喫煙防止の観点からの自動販売機を店舗に併設していない製造たばこ小売販売業者に対する許可条件の付与 ＜財務省＞(35)	平成元年6月以前の申請により製造たばこ小売販売業の許可を受けた自動販売機を店舗に併設する条件が付されていない者のうち、財務局の指導後においても、店舗に併設しない自動販売機の設置を継続し、かつ、 ① 当該自動販売機に「未成年者の喫煙禁止」を主旨とした表示を行わない者、 ② 自動販売機の深夜稼働停止等の適正な管理措置を講じず、若しくは当該管理措置の内容を当該自動販売機に表示しない者、 又は、 ③ 日本たばこ協会等が平成20年を目途として製造たばこの購買	未成年者喫煙防止に資するために早期に是正すべき対象者を特定して、当該者に対して順次自動販売機を店舗に併設する条件を付与する。	代替手段として、 <u>自動販売機を店舗に併設する条件を付与しない(文書指導を実施する)ことと、早期に是正すべき対象者を特定せず、順次、自動販売機を店舗に併設する条件を付与することが考えられるが、当該小売販売業者に新たに生じる経済的負担と、それによって得られる未成年喫煙防止の徹底という公益性とを、業界における成人識別機能付自動販売機に関する取組を踏まえつつ比較考慮すると、本件措置が適切かつ効率的と考える。</u>	規制以外の手段(文書指導)と他の規制手段(早期に是正すべき対象者を特定せず、順次、自動販売機を店舗に併設する条件を付与)と比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
	<p>者の年齢を確認し、当該購買者が未成年者と判断される場合に製造たばこを販売しない機能(以下「成人識別機能」)を付した自動販売機を全国一斉に導入する予定であることを踏まえ、その設置する自動販売機について成人識別機能を遅滞なく稼働させる予定を明らかにしない者が特定されていない。</p>			
<p>教頭の資格要件の緩和 ＜文部科学省＞(45)</p>	<p>教頭の資格要件は、①教員免許状を有し「教育に関する職」に5年以上あった経験のある者、②教員免許状の有無に関わらず「教育に関する職」に10年以上あった者のいずれかに限られているところである。</p>	<p>教頭の資格要件を緩和し、教員免許状を持たず、「教育に関する職」に就いた経験がない者についても、従来の資格を有する者と同等の資質を有するとして任命権者が認める場合には、教頭への登用を可能とする。</p>	<p>代替手段としては、現行制度の維持があるが、学校の管理職である教頭に幅広い人材を登用することができるよう、資格要件の緩和を行うことが適切と判断した。 また、<u>教頭の資格要件自体を撤廃することも考えられるが</u>、教頭は学校において重要な職責を担うものであり、教頭の職に就く者には一定の資質を有することが求められることから、資格要件の撤廃は適切ではないと判断した。</p>	<p>現状維持と規制の撤廃と比較</p>
<p>実習併用職業訓練実施計画の認定を受けた中小事業主が行う委託募集についての特例制度の創設 ＜厚生労働省＞(53)</p>	<p>労働者の募集を自己の労働者以外の者に委託しようとする場合、有償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣の許可を受けること、無償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣に届け出る必要がある。</p>	<p>厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく実習併用職業訓練を実施する中小事業主が、その所属する中小事業主団体(一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けている団体に限る。)に訓練担当</p>	<p>代替手段として、<u>中小事業主団体が本件措置の厚生労働大臣の承認を受けていなくても委託募集に係る規制の特例を認める場合について比較検討を行った結果</u>、本件措置が便益において優っており、また現状維持よりも便益・負担の両面において優っているため、認定中小事業主における実習併用職業訓練の実施の促進という政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。</p>	<p>現状維持及び規制の緩和(大臣の承認を不要とする)と比較</p>

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
		<p>者の募集を委託する場合を委託募集に係る規制の特例が適用される対象・要件とし、現行の規制においては事業主による厚生労働大臣への許可(又は届出)を要するが、当該特例により募集の受託者である中小事業主団体から厚生労働大臣への届出で足りることとする。</p>		
<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の登録認定機関及び登録外国認定機関の登録有効期間 <農林水産省>(70)</p>	<p>—</p>	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)の一部を改正する法律による改正後のJAS法(以下「改正JAS法」という。)に基づき農林水産大臣により登録される登録認定機関及び登録外国認定機関の登録の有効期間を4年とする。</p>	<p>代替手段としては、「<u>4年より短くする</u>」及び「<u>4年より長くする</u>」が考えられるが、4年より短く設定すると制度の信頼性は高まるものの、登録の更新審査に係る行政側及び登録認定機関及び登録外国認定機関側双方のコストは増大する。他方、4年より長く設定すると、更新審査に係るコストは低減するものの、不適切な認定をするリスク等が高まり、制度の信頼性が低下し、事後措置に伴うコストが増加する恐れがある。</p>	<p>他の規制手段(より長い期間・短い期間)と比較</p>
<p>自家用電気工作物であって出力 1,000kW 未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所に係る保安管理業務における点検頻度の延伸 <経済産業省>(99)</p>	<p>出力 1,000kW 未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所について、当該発電所の設置者からの委託によりその保安管理業務を行う者による点検頻度は、現行月2回以上である。</p>	<p>点検頻度を1ヶ月に1回(発電機の構造と設備要件によっては、3ヶ月に1回又は6ヶ月に1回)に延伸する。</p>	<p>点検頻度による規制を完全撤廃した場合は、長期にわたって点検が行われないなど、社会的に必要とされる最小限の保安確保に多大な支障が出る恐れがあるため、一定の点検頻度を定める規制が必要である。なお、点検頻度を延伸しても電気事業法施行規則第52条第2項に基づく国による承認手続きに変化はなく行政負担は増大しないが、規制を撤廃した場合には事故発生リスクが高まることから、必要に応じ報告徴収又は立入検査の実施を行うこと等により行政負担の増大が見込まれる。 ※ 検討要素ごとに三段階で、メリット、デメリットを比較</p>	<p>規制撤廃と比較</p>

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案 ＜国土交通省＞(126)	—	(建築基準法関係) 構造計算適合性判定制度及び指定構造計算適合性判定機関制度の創設	この措置を行わない場合、構造計算書の偽装の有無を水漏れなくチェックするためには、現在の審査に加え、構造計算の過程等の詳細な審査や再計算を、建築主事や指定確認検査機関が単独で行うことになる。しかし、これは、人員・技術力も限られ、かつ、可能な限り迅速な審査が求められている中で、実質的に不可能であるため、第三者機関による構造計算のチェックを行うことが適切である。	現状維持(規制を措置しなかった場合)と比較
猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け ＜環境省＞(150)	—	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする場合、環境省令で定めるわな等の猟具に、その架設者の住所、氏名等の表示を義務付ける。	行政指導又は普及啓発により、猟具への氏名等の表示を奨励することが考えられるが、わな等の違法な設置を確実に防止する観点からは、奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。一方、本措置は、狩猟者登録を受けて狩猟をする者に対しては既に同内容の義務づけがなされていること(法第62条第3項)、及び、違法なわなの設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防する必要性にかんがみれば、過重な負担とはいえない。	規制以外の手段(行政指導・普及啓発等)と比較

(注) () 書きの数値は、「各府省におけるR I Aの実施状況(個表)」の「No.」欄に対応している。

有識者の見解等

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
海上における高速・大容量衛星通信システムを行う携帯移動地球局に対する技術的条件 <総務省> (24)	海上における高速・大容量通信を行う携帯移動地球局を開設する際の技術的条件が明確化していない。	海上における高速・大容量通信を行う携帯移動地球局を開設する際の技術的条件を明確化する。	第29回情報通信審議会情報通信技術分科会(H16.11.29)において「 <u>船上地球局による高速・大容量衛星通信システムの技術的条件(諮問第2016号)</u> 」を答申。	審議会等の答申内容等を記載
紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入 <外務省> (34)	紛焼失した旅券が失効するのは、当該旅券の再発給申請に係る旅券が再発行され、又は、紛焼失した旅券に代えて帰国のための渡航書が発行された場合に限定されている。	紛焼失した旅券の届出に基づき当該旅券を失効させることとするともに、その際の旅券名義人の出頭を義務付ける。	平成16年10月の海外交流審議会答申において、 <u>渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取組みに貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な海外渡航を確保すること</u> となっている。	審議会等の答申内容等を記載
未成年者喫煙防止の観点からの自動販売機を店舗に併設していない製造たばこ小売販売業者に対する許可条件の付与 <財務省> (35)	平成元年6月以前の申請により製造たばこ小売販売業の許可を受けた自動販売機を店舗に併設する条件が付されていない者のうち、財務局の指導後においても、店舗に併設しない自動販売機の設置を継続し、かつ、 ① 当該自動販売機に「未成年者の喫煙禁止」を主旨とした表示を行わない者、 ② 自動販売機の深夜	未成年者喫煙防止に資するために早期に是正すべき対象者を特定して、当該者に対して順次自動販売機を店舗に併設する条件を付与する。	財政制度等審議会たばこ事業等分科会(平成17年3月29日開催)で意見聴取を行い、 <u>本件措置について了承</u> 。関係通達について、今後のパブリック・コメント及び業界における成人識別機能付自動販売機に関する取組の動向を踏まえつつ発遣予定。 なお、本件措置は、同分科会の「健康と喫煙の問題等に関する中間報告」(平成14年10月10日)に基づき、社会的規制措置の一環として行うもの	審議会等の答申内容等を記載

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
	<p>稼働停止等の適正な管理措置を講じず、若しくは当該管理措置の内容を当該自動販売機に表示しない者、</p> <p>又は、</p> <p>③ 日本たばこ協会等が平成 20 年を目途として製造たばこの購買者の年齢を確認し、当該購買者が未成年者と判断される場合に製造たばこを販売しない機能(以下「成人識別機能」)を付した自動販売機を全国一斉に導入する予定であることを踏まえ、その設置する自動販売機について成人識別機能を遅滞なく稼働させる予定を明らかにしない者が特定されていない。</p>			
<p>麻疹及び風疹の 2 回接種の導入 <厚生労働省> (50)</p>	<p>予防接種法に基づく麻疹及び風疹の定期的予防接種は、現在、生後 12 か月～90か月の間にそれぞれ 1 回ずつ行われているところ。</p>	<p>麻疹及び風疹の 2 回接種の導入を行い、生後 12～18ヶ月及び就学前の6ヶ月の間にそれぞれ 1 回ずつ行う。</p>	<p>予防接種に関する第 2 回検討会中間報告書(平成 17 年 3 月)において、<u>麻疹・風疹対策の強化のために麻疹風疹混合生ワクチンによる 2 回接種を導入すべき旨の報告がされている。</u></p>	<p>審議会等の答申内容等を記載</p>

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
輸入でん粉等の(独)農畜産業振興機構への義務売渡し <農林水産省>(79)	関税割当制度の下、輸入でん粉等については、その輸入の際、一定量の国内産いもでん粉を購入させる抱き合わせ措置を行っている。	輸入に係るでん粉及びコーンスターチ用とうもろこしについて(独)農畜産業振興機構への売渡し及び買戻し義務を課すことにより、調整金(売買差額)を徴収する。	学識経験者からなる「砂糖及びでん粉に関する検討会」における議論を踏まえたものであり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会甘味資源部会「砂糖及びでん粉に関する新たな政策の展開方向」(平成18年2月)においても、「抱き合わせを廃止する一方、糖価調整法等を改正して、コーンスターチ用とうもろこし等から新たに調整金を徴収する仕組みを導入し、国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行」とされている。	審議会等の答申内容等を記載
都市機能の適正立地 <国土交通省>(121)	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域は様々な用途を容認しており、制限が緩やか。非線引き白地地域においては用途の制限はない。 ・大規模集客施設の立地規制も可能な特別用途地区等は市町村が指定権者であり、活用実態はごくわずか。 ・開発許可において、市街化調整区域内の大規模開発が例外的に許可可能。また、公共公益施設は許可不要。 ・準都市計画区域の指定事例はごくわずか。 ・これらの結果、大規模集客施設がほとんどの地域で立地可能であるなど都市機能の無秩序な拡散を十分にコントロールすることが困難。 	都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の見直し、都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し、開発許可制度の見直しその他都市計画に関する制度の整備を行う。	<p>「都市再生ビジョン」(H15.12.24 社会資本整備審議会答申)において、環境と共生した持続可能(サステナブル)な都市の構築が今後の基本的な方向であるとされ、拡散型都市構造から、超高齢化に対応したコンパクトな集約・修復保存型都市構造への転換の必要があるとされている。</p> <p>「中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザー会議」の報告(平成17年8月10日公表)で、上記の方向性が提示されている。</p> <p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会(「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」)及び建築分科会(「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方」)答申(それぞれ、平成18年2月1日)において、上記の方向性が提示されている。</p>	審議会等の答申内容等を記載

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
大気汚染防止法の特定 建築材料の追加 <環境省>(148)	大気汚染防止法において、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料として、吹付け石綿が指定されている。	既に指定されていた吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を追加指定する。	建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の報告書(平成17年11月)において、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材については、以下により見直し等を行うことが適当と考えたとされている。 「これらの建築材料は、解体等に当たって機械による破砕等が行われた場合には、石綿含有吹付け材と同じような飛散が生じるとされていること、及び既に石綿障害予防規則第5条の届出の対象となっており、これとの整合性を図ることから、対象に加えて規制を強化する。」	審議会等の答申内容等を記載

(注) () 書きの数値は、「各府省におけるR I Aの実施状況(個表)」の「No.」欄に対応している。